

## e シールに係る検討会（第 3 回） 議事要旨

### 1 日時

令和 5 年 11 月 6 日（月） 15:00～16:40

### 2 場所

オンライン開催

### 3 出席者

（構成員）

手塚座長、伊地知構成員、伊藤構成員、漆畷構成員、小田嶋構成員、堅田構成員、小松構成員、境野構成員、柴田構成員、袖山構成員、中武構成員、濱口構成員、宮内構成員、山内構成員、若目田構成員

（オブザーバー）

デジタル庁、国税庁、法務省、経済産業省、一般財団法人インターネット協会、日本司法書士会連合会

（総務省）

山内サイバーセキュリティ統括官、豊嶋大臣官房審議官（国際技術、サイバーセキュリティ担当）、小川サイバーセキュリティ統括官室参事官（総括担当）、酒井サイバーセキュリティ統括官室参事官（政策担当）、宮野サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐

（関係者ヒアリング）

株式会社三菱総合研究所 小川博久 氏

### 4 配付資料

資料 3 - 1 事務局説明資料

資料 3 - 2 e シールの活用が見込まれる事例に関する分析（第 2 回）

### 5 参考資料

参考資料 3 - 1 e シールに係る検討会（第 2 回）議事要旨

### 6 議事要旨

#### 1 開会

山内サイバーセキュリティ統括官より開会にあたり挨拶が行われた。

## 2 議題

◆議題（１）「事務局説明」について、事務局より資料３－１に基づき説明が行われた。構成員・事務局からのコメント・質疑応答は以下のとおり。

(ア) 論点①－１ 「e シール」という用語を「措置」/「データ」のいずれと捉えるか

柴田構成員： 「措置」ではなく「データ」がいいと考えている。

小松構成員：「データ」とすることに異存はない。あくまでもコメントだが、情報科学の教科書では分析する前の情報を「データ」と定義しているが、今回の「データ」は一定の措置をしたものをデータとしており、定義とずれていないか。

宮内構成員：「データ」と「情報」の違いを明確化することは難しい。刑法等では「データ」は蓄積されたものを指す。「データ」はどこかに固定化されているものをいい、通信上で流通するものは「情報」であるが「データ」ではないのではないか。何らかの形で蓄積または固定化されているものだけがデータと呼ぶのか、法律上の用語として問題ないかについて、「データ」と「情報」の違いを事務局において確認していただきたい。なお、「措置」か「データ」かという点についてはどちらでもいいと考えている。

伊藤構成員：ISO9001 での用語の定義によると、情報はセマンティックのあるデータであり、固定化、文書化したものは、Documented Information という使われ方をしている。

中武構成員：国際標準化機構において、「データ」の用語定義は、「情報の表現であって、伝達、解釈または処理に適するように形式化され、再度情報として解釈できるもの」と定義されている。

手塚座長：各構成員の意見を踏まえると、「措置」か「データ」かという点では「データ」でいいと考えていると整理した。

事務局：「情報」と「データ」の使い分けについては、実際に条文化していく中で議論を深めたい。

(イ) 論点①－２ 「e シール」という用語の名称

手塚座長：方向性について構成員からの異論はなかったため、引き続き、いいアイデアがあれば事務局に提案いただきたい。

(ウ) 論点①—3 eシールの定義に盛り込むべき要素

手塚座長：方向性について構成員からの異論はなかったため、この考え方で引き続き検討していく。

(エ) 論点② eシール用証明書のレベル分け

中武構成員：PKIによらないものについても認めるべきと考えるが、その場合、PKIと同等と認めるのか、それともPKIを含めて広く応用できるセキュリティ基準のようなものを別途作るのか、どちらの方向性で進めるのか。また、適合しているかどうかの判断において、判断した証拠を残す手順も必要であると考えがどうか。

事務局：認定を受けてない認証業務においても、PKIを用いたeシール用電子証明書を発行することは考えられる。判断の手順については、認定プロセスの中で、その認証業務がPKIの要件を満たしたものに対して行われているか、判断するようにしたい。

中武構成員：PKIに絞らず、広く認める方向でセキュリティの基準を定義し、認定の段階ではその基準に適合しているかを個別に見ていくものと理解した。

宮内構成員：資料を見る限り、eシールのレベル分けをしているように見える。eシール用電子証明書のレベルとeシールのレベルは一対一で対応しているのか。

事務局：資料にレベル1やレベル2の説明として書かれている部分（レベル1：eシールの定義に合致するもの、レベル2：十分な水準を満たしたトラストアンカーによって信頼性が担保されたeシール）が若干不正確であるという指摘と理解した。ここではeシール用電子証明書のレベル分けを行っている。

宮内構成員：利用者目線ではeシール用電子証明書のレベル分けではなくeシールのレベル分けが知りたいはず。電子署名法の場合はそうっておらず、証明書のレベル分けしかしていない。EUのeIDASの場合、eシールのレベル分けを行っているが、その方が利用者にとってわかりやすいため、eシールのレベル分けを考えるべきではないか。

伊藤構成員：eシールを発行する人は認証された電子証明書を使用していくので、正しくeシールを発行できると思うが、検証する側の環境によって証明書のレベルの確認方法が変わってくるのか。そのあたりはあまり検討しないのか。検証方法はどうかについて知りたい。

事務局：共通証明書ポリシーOIDを見れば、認定を受けた証明書であるかどうか見分け

ることができるかと理解しているがどうか。

小田嶋構成員：本検討会では、リモート e シールについては別途検討することになっている。e シールを発行する認証局において証明書をどのように検証できるかは、技術基準で示されることになる。技術基準においては、組織の確認方法は運用基準、セキュリティを担保した堅牢な設備であるか等の設備の基準などがあり、結果として、運用、設備、技術の 3 つの基準が必要で、e シール用電子証明書のレベルでは、その 3 つの基準を満たす技術基準が設定される必要がある。

山内構成員：前回、技術基準と適合性評価のレベルを分けたほうがいいという意見を申し上げたが、今回の資料では、適合性評価があるのが前提で、それに基づいた技術基準があるように見える。適合性評価が技術基準よりも先に出てくるのは、EU の考え方と整合しないのではないか。EU の eIDAS 規則では、技術基準が先にあって、その基準を満たすものに Qualified を与える建付けになっている。また、認証業務という言葉については、電子署名法を所管するデジタル庁及び法務省と調整していただきたい。総務大臣の認定制度において、電子署名法と同様の認証業務という言葉が出てくると、一つの事業者が電子署名法に基づく自然人による電子署名に係る認定認証業務と総務大臣認定による e シールの認定認証業務を行う場合に、混乱を招くのではないか。また、電子署名法に基づく認定制度以外にも、EU の eIDAS 規則プラス ETSI の標準に基づくものや、米国のブラウザベンダと認証局ベンダが決めたルールに基づいて行われている Web Trust for CA、そして JIPDEC が自主事業として実施している JIPDEC トラステッド・サービス登録などの適合性評価制度があるが、認証局の設備に関する基準は既に評価されていることが多い。資料において技術基準と記載のある部分を、運用基準、技術基準、設備基準の 3 つの概念で分けた上で、国の認定や総務大臣が認定する場合の実地調査が別の認定制度で評価されている部分と重複していれば、実地調査のその部分を省略することも検討してほしい。

事務局：適合性評価の前提として、技術基準があるべき、というのはそのとおりであり表の記載は修正したい。今回のレベル分けはあくまでも総務大臣の認定制度に着目したレベル分けであり、それとは別に自主的に行う取組みを妨げるものではないと考えている。JIPDEC による取組との関係については別途調整させていただくこととしたい。

手塚座長：トラストフレームワークの中でトラスト制度の全体間の中で整理すべきとの山内構成員の意見は貴重な意見だが、その全体像はこの場だけでは議論できる話でもないが、方向性として、全体像を見据えた整理が必要である。

伊地知構成員：技術基準について PKI に限らず幅広いものを準備すると事務局の発言があったが、技術方式毎でなく幅広い基準を作ると抽象的なものとなり、適合性評価の調査の実施が困難にならないか。

事務局：少し語弊があったかもしれない。認定の対象として総務大臣の基準を満たさないものについて、eシールと呼ぶことをどこまで認めるかという趣旨であり、幅広く技術基準を作っていく趣旨ではない。

柴田構成員：発行元証明の信頼性を担保する措置の水準に応じてレベル分けすべきである。理由は、eシールは付与する環境に無関係に流通し、証明書によってのみその保証レベルが認識できるため、信頼性保証の根拠は、証明書を確認することとなるためである。このため、①eシール証明書発行時の、法人（組織）の確認方法、②シール時の、対象署名鍵を利用した、担当者・プログラム等の正当性に依拠するためこれらの措置の水準が重要になると考える。

堅田構成員：ユーザ企業の意見として、技術基準が足りていないものはなかなか使えない。技術基準がないものでも全く意味がないわけではないが、一定の基準を満たして欲しいし、技術基準の違いに対応するためにサービスを使い分けることもしたくないため、技術基準で分けることは本当に必要なかと感じている。一方、適合性評価について、こちらは重要な論点ではあるが、このような厳格な線引きはされないのではないかと。本当に重要な処理については、どの組織の誰がどう出したのかがきちんと保証されていて、管理も可能なeシールを付与したいケースもあると思うが、機械から大量に出るものや日々大量にやり取りをしている様なもので簡易に付与していきたいケースも多い中、適合性を確認する業務が同じ水準で求められると、労力がかかりすぎることを理由に利用できる範囲が限定されてしまうことが危惧される。すなわち、適合性評価に関しては一定のレベル分けを考えるべきではないかと思う。例えば、過度な労力をかけないものと、法的にきちんとしているものとの切り分けが必要であり、そのような考え方で整理してほしい。適合性に過度な労力をかけるようなものではないことが望ましいケースについても、せっかくデータにeシールが付される以上は、事後的、第三者的なもの等も含めて、検証できることを目指したい。例えば、オープンな場で多数の利用者に評価されることで該当のeシールが本当に確かなものなのか、信頼性が高いものなのかを検証することもできるのではないかと。将来的な話になるが、発行者と受け手側のクローズドな中での検証だけではなく、多角的な視点で評価がなされる、いわばトラストの積み上げにより保証していくような仕組みが考えられる。すぐに実現できなくともそうした自由度があると、より使いたいユースケースが増えていくのではないかと。

手塚座長：インターオペラビリティを確保するために、どの分野でも同等の技術を使ってやり取りすべきであり、標準団体等が国際的に技術基準を決定する部分がある。その基準の中にもレベルがあることもあり、その組み合わせで適合性評価時に確認する評価項目が定まる。その整理の仕方をよく見ていかないといけない。1つのドメインの中で基準さえ満たされていればよいという発想で考えがちだが、相互運用で異なるeシール認証局が発行した証明書同士がやり取りすることは今後、間違いなく増えてくるため、相互承認として、技術基準はインターオペラビリティの観点からも重要になる。適合性評価も違うレベル感で行うとなると高い方のレベルのものは低いレベルを認められないなどの話が出てくる。そのあたりの整理をこの機会にやっておく必要があるのではないか。電子署名法は、どちらかというと業務という定義だったため、1つの業務に対してワンドメインという感覚が少しあったのではないか。国際間連携を想定した基準作りが必要と考えている。

漆畷構成員：今回の制度設計では、eシール用電子証明書を発行する認証局の適合性評価が範囲であると理解しており、その議論は少し範囲から外れるのではないか。

堅田構成員：先ほどの発言で説明について補足したい。オープンな場での評価などの点は、将来、複数のプレイヤーで相互承認を見据えた枠組みができればより活用の幅が広がっていくのではないかとすることを補足的に伝えたものである。また、今後、eシールが使われ始め、国際相互承認がなされるようになると、発行者自身の信頼性が蓄積されていくことで信頼性が評価されていくことなども起こりうると考えており、そうした評価の枠組みを実現するためにはオープンにデータが連携していくことが不可欠であり、今回の認証局における適合性評価の検討の中で心に留めておくことよいのではないかとという補足的なコメントであった。

濱口構成員：可能であれば、eシール自体のレベル分けに踏み込んで取りまとめられればよい。「eシールに係る指針」におけるレベル2の位置づけにあったAdvancedレベルのeシールについてはレベルが設けられなくなることを危惧している。第三者機関、民間の信頼できるデータベースに基づく組織の実在性確認によるeシール用証明書の発行において、今の整理では取りこぼしがありえるため、そうならないような技術基準作りが必要と考えている。

手塚座長：指摘事項は出たが、大筋について構成員からの異論はなかったため事務局案の進め方で進めていきたい。

(オ) 論点③ 電子証明書の発行対象となる組織等の範囲、組織識別子

袖山構成員：もっとも網羅性を有する個人事業主の識別子は国税で管理している納税者情報であると考えているが、現在公表されている情報は適格請求書発行事業者の登録簿の公表サイトの情報であり、個人事業者の場合には、公表項目は「登録年月日」「登録番号」及び「名称」に限られている。事務局資料では、同姓同名の個人事業者をどうやって見分けるか、識別性に欠けるという見解が示されている。それを受けて調査したところ、個人の場合、適格請求書発行事業者の登録申請時に公表事項の公表（変更）申出書という手続があり、主たる事務所の所在地等を公表することや屋号の公表も選択でき、氏名に変えて通称/屋号の公表も可能となっている。屋号等の公表を申し出た事業者のみに e シール用電子証明書を発行するという方法もあるのではないか。また、個人事業主のうち消費税の申告を免除されている免税事業者がどの程度の割合でいるか確認をしておかなければいけない。国税庁は個人事業者納税者情報を持っているが、公表させるにはかなりハードルが高く、法令に基づくもの、あるいは閣議決定に基づくものでなければ難しい。今回の e シール用電子証明書を発行する対象を法人のみにするのか、あるいは登録しているインボイス登録事業者として登録している個人事業主のうち、事務所の所在地あるいは屋号を登録している事業者に限るなど検討をしていかなければいけないのではないか。いずれにせよ個人事業主がまったくインボイス登録簿情報から情報が取得できないわけではないことを考慮しておくべき。

事務局：適格請求書発行事業者登録番号については、まだ色々と検討すべきことがあるため、今回検討する認定制度の対象として個人事業主を外すことを提案しているが、認定外では民間事業者コードも活用できるため、個人事業主もレベル 1 の e シール用電子証明書を使用することが可能である。

漆嶋構成員：組織識別子を定める際に、組織の審査方法や確認方法もセットで検討いただきたい。例えば、個人事業主の確認方法が不透明、不明瞭だったり、事務負担が大きかったりすると、個人事業主向けには本当は安く証明書を出したいが確認に手間がかかるからコストが見合わなくなることが懸念される。e シール用電子証明書の発行審査の負担軽減や発行の迅速化の観点から、広く電子的に簡単に確認できるという方法をセットで検討いただきたい。

柴田構成員：適格請求書発行事業者登録番号がベースレジストリとして有効である。課題としては、当該番号サイトでは身元確認ができないこと。またマイナンバーカードによる確認の場合、住所が不明なため個人事業主を特定できないことである。e シール証明書発行時の確認要件として、税務署の e シールが付与された登録書を利用できないだろうか。そのようにできれば、デジタル完結が可能になる。

手塚座長：指摘事項は出たが、構成員からの異論はなかったため事務局案の進め方で進めたい。

(カ) 論点④ 電子証明書上でトラストサービスの種別を識別する方法

柴田構成員：「共通証明書ポリシーOID を設定する」に大賛成である。

山内構成員：JIPDEC は ISO 規格に基づいた OSI オブジェクト識別子のレベル 4 を組織に対して発行しているが、「レベル 7」とは何を指しているのか、もう一度説明してほしい。

事務局：前回示した共通証明書ポリシーOID の案において記載している通り、レベル 4 で総務省、レベル 5 でトラストサービス関連の OID 群、レベル 6 で電子署名あるいは e シールといったところを決め、レベル 7 以降で認定の有無やローカル/リモートの別等を所管省庁で定めることを提案していた。

手塚座長：指摘事項は出たが、構成員からの異論はなかったため事務局案の進め方で進めたい。

(キ) 今後のスケジュール

伊地知構成員：論点②：e シール用証明書のレベル分けの説明部分において、総務大臣告示で示されることと記載があるが、告示がなされる時期はいつ頃なのか。また、実施要項の策定方法やスケジュールをご教示いただきたい。

事務局：年度内に、本検討会の最終取りまとめ案に合わせて告示案を示し、最終取りまとめ案と一緒にパブリックコメントを実施したいと考えている。実施要項については来年度に検討することになると思うが、例えば、タイムスタンプの例では実施要項作成のためのワーキンググループを立ち上げた例があるため、それも参考にしながら検討したい。

◆議題（2）「関係者ヒアリング」について株式会社三菱総合研究所小川氏より資料 3-2 に基づき説明が行われた。構成員・事務局からのコメント・質疑応答は以下のとおり。

袖山構成員：請負契約や工事関係処理は、今後データでやり取りするケースが増えてくると予想される。建設業法施行規則第十三条の二に規定される、請負契約をデータで実施

する場合の技術的基準に係るガイドラインがある。こうした請負契約をデータで実施する場合には、1つ目は公開鍵暗号方式による電子証明を行うこと、2つ目は電子的な証明書を添付していること、3つ目は電子的記録等をきちんと保存するということが要件とされている。発行者の検証を行うとき、電子署名法において、特定認証業務を行う機関等が信頼される第三者機関として検証を行う機関であることが規定されている。請負契約書や注文請書などをデータで作成することもユースケースとしては想定される。こうした請負契約等について、建設業法施工規則のガイドラインに沿ったデータの検証や措置の方法としてeシールが含まれるか、その適用について国土交通省などにも確認した方がよいのではないか。なお、クラウド利用者にヒアリングしたところ、総務省が令和3年に出している「eシールに係る指針」のユースケースに建設業界における注文請者や請負契約といったものを具体的に明記してもらおうと利用が広がるのではないかという意見があった。指針に追記することも検討していただきたい。

事務局：指針は本年度末に改定を行う予定であり、その中で具体的なユースケースを紹介することも検討する。

小田嶋構成員：本ケースはeシールの活用なので、発出元を表すものだと思うが、袖山構成員の事例は、請負契約で意思を表すので電子署名が必要というものと思う。本資料で示されたのは意思を表すものではない発行元証明のための事例と理解したがよいのか。

三菱総合研究所 小川氏：小田嶋構成員の理解と同じ認識である。袖山構成員の発言は、広くeシールを活用したほうがよいのではないかという提案、コメントと理解した。必要に応じて追加で調査をしたい。

手塚座長：意思を示す電子署名と発出元を示すeシール、これらをどのように活用していくのかはガイドライン等で示すか、または法体系があれば、その中でどのように規定するか等、今後検討していくべき。

宮内構成員：建設請負契約だが、確かに民法などを考えると電子署名でなければならない。袖山構成員が示したガイドラインにおいても、公開鍵による電子署名とラベルには書いてあるが、中身を見ると何らかの秘密鍵で暗号化して公開鍵で復号できるものという書き方しかしていない。タイムスタンプのみを用いるシステムをグレーゾーンに申請し、適法だとされた例もあった。本人の意思表示をeシールで担保できるかは疑問だが、eシールも適合できる事例もある可能性が高いと感じた。

伊藤構成員：品質偽装を防ぐための仕掛けとして機能する可能性があるのではと感じた。

手塚座長：EU のバッテリーの原産地証明書の法制化が進んでいる中で、e シールの議論も出ている。意思を表すのか、発出元レベルでよいのか、我々もきちんと理解した上でどういうところに e シールを適用させていくかについて、考えさせられる事例であった。

### 3 閉会

事務局から、次回の日程について説明。

次回日程：12 月 8 日（金）15 時～17 時

以上